

院内トリアージ実施基準

令和8年4月30日 策定

1. トリアージの目的

生命を脅かす病態にある患者を迅速に見極め、適切な診療・治療の優先順位、診療場所・待機場所を決定することを目的とする。

2. トリアージ対象者

- ・平日17：30から翌日8時30分までに受付した救急外来受診患者。（救急車での来院は除く）
- ・土曜日12：30から翌日8時30分までに受付した救急外来受診患者。（救急車での来院は除く）
- ・日祝日に受付した救急外来受診患者。（救急車での来院は除く）

3. トリアージの運用

- ・来院後 10分～15以内に医師又は看護師がトリアージを行う。
- ・トリアージに要する時間は、1患者に対し5分以内を目標とする。
- ・トリアージから診察までの待機中に悪化があった場合は、再トリアージを行う。
- ・経時的にトリアージの状態を再評価する。

●トリアージ分類と再評価時間

レベル	緊急度	状態	再評価	加療場所
レベル1	蘇生	生命または四肢を失う恐れがある状態であり、直ちに積極的な介入が必要な状態。	直ちに	救急室
レベル2	緊急	潜在的に生命や四肢の機能を失う恐れのある状態で迅速な介入が必要な状態。	15分以内	救急室
レベル3	準緊急	重篤な問題に悪化し得る潜在的な可能性のある状態であり、日常生活にも支障がある状態	30分以内	診察室
レベル4	低緊急	潜在的に悪化や合併症を生じる可能性がある状態であり、1～2時間以内に治療を開始または再確認して安心させてあげることが望ましい。	60分以内	診察室
レベル5	非緊急	急性期の症状でありうるが緊急性のないもの。 慢性期症状の一部である。	120分以内	診察室

4. トリアージ手順

- 1) 患者が来院、時間外受付を行う。
- 2) 受付事務職員または警備当直職員は、救急外来看護師へ患者が来院した旨を連絡する。
- 3) 救急外来看護師は、問診を行う。
- 4) トリアージに準じ、診察順は調整し、双方の患者へ説明を行う。
- 5) レベル3・4・5で診察待ちの間に再評価までの時間が経過した患者についてはトリアージの再評価を行う。